

伊勢崎市中間検査マニュアル

平成22年4月1日施行版

平成22年3月

伊勢崎市
建築指導課

中間検査マニュアル目次

1	中間検査制度の概要	
1-1	中間検査導入について	P 1
1-2	中間検査とは	P 1
1-3	中間検査を導入する理由	P 2
1-4	特定工程等の指定内容	P 3
1-5	中間検査の必要な建築物の判定	
	(1) 木造の場合	P 5
	(2) 鉄骨造の場合	P 7
2	中間検査申請について	
2-1	中間検査の申請時期	
	(1) 特定工程	P 9
2-2	中間検査申請書類の作成	
	(1) 提出書類一覧	P 10
	(2) 工事監理状況報告書	P 11
	(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 12
	(4) 工事監理者の届出	P 12
	(5) 中間検査手数料の算定	P 12
2-3	特定工程後の工程	P 15
3	中間検査実施要領	
3-1	現場検査での留意事項	
	(1) 中間検査の方法	P 16
	(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合	P 16
4	完了検査との関係	
4-1	完了検査手数料	P 17
4-2	完了検査申請書の作成	
	(1) 提出書類一覧(中間検査対象建築物の場合)	P 17
	(2) 工事監理状況報告書	P 18
	(3) 鉄骨工事施工結果報告書	P 18
	(4) 適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について	P 18
5	様式集	
	中間検査申請書	P 19
	中間検査申請手数料算定シート	P 25
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組工法(様式)	P 26
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法(様式)	P 28
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造(様式)	P 30
	(中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造(様式)	P 32
	鉄骨工事施工結果報告書	P 34
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組工法(様式)	P 36
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法(様式)	P 39
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造(様式)	P 42
	(完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造(様式)	P 45

1. 中間検査制度の概要

1-1 中間検査導入について

平成10年の建築基準法改正（平成10年6月12日公布）により、中間検査制度が創設された。この制度は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数みられたため、施工途中で検査を実施できる制度を創設する必要があるとして新たに導入されたものである。

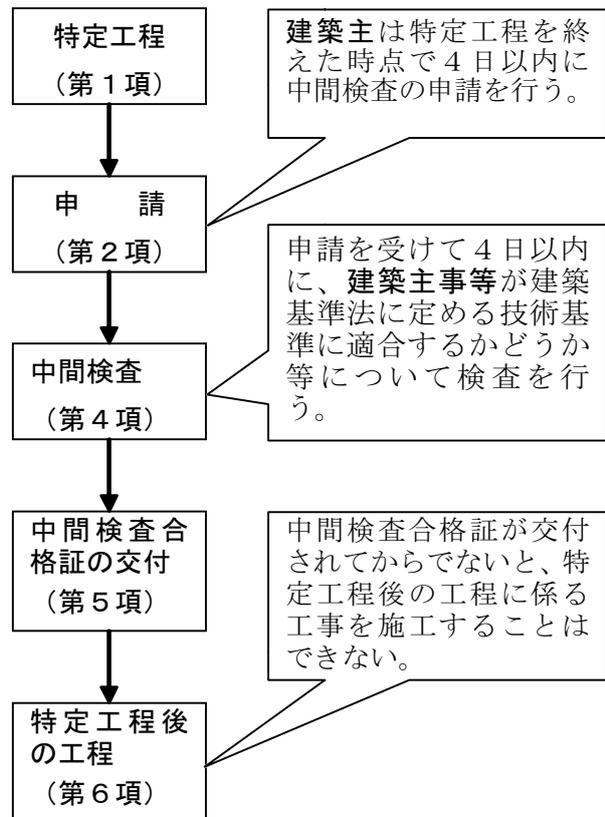
建築物が計画されてから工事が完了して使用開始されるまでを“フロー”の段階、使用開始されてから耐用年数を経て解体されるまでを“ストック”の段階とすると、平成10年の法改正は、建築確認業務の民間開放、中間検査制度の創設及び確認検査等に関する図書の閲覧制度の整備など、フローの対策に主眼が置かれている。これをうけて、県下すべての特定行政庁で平成11年度に「群馬県建築物安全安心実施計画」を策定し、フロー段階での法令遵守の徹底をはかってきた。平成17年度には、フロー対策の総仕上げとして、中間検査制度の導入を行った。

1-2 中間検査とは

中間検査については、建築基準法第7条の3に規定されている。

建築主は、特定工程の工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請をしなければならない（第2項）。また、申請を受けた建築主事等は、4日以内に検査しなければならない（第4項）。

建築主事等は、工事中の建築物等が建築基準法で定める技術基準に適合するかどうか又は適正に工事監理が行われているかどうかなどを、工事途中でないと検査できない箇所（工事完了時には隠れてしまう構造部材など）を中心に、目視検査、計測検査及び書類審査等によって検査を行い（第4項）、適合していれば中間検査合格証が交付される（第5項）。また、中間検査合格証が交付されてからでないと、特定工程後の工程に係る工事を施工することはできず（第6項）、中間検査で適合すると認められた箇所は、完了検査で検査する必要はない（第7項）。



1-3 中間検査を導入する理由

中間検査を導入する理由は次の4つである。

① 新潟県中越地震等の被害

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、新潟県の中越地方を震源として最大震度7（マグニチュード6.8）を記録した大地震であった。これは、平成7年の阪神・淡路大震災に匹敵する規模の地震である。建築物の耐震性能を必要なレベルに確保することが、安全・安心なまちづくりの基本となる前提条件であることを、あらためて思い知らされた。中間検査の導入によって、施工途中で建築物の構造安全性をチェックできる体制を整備することが急務である。

② 住宅金融公庫融資住宅の激減

住宅金融公庫融資住宅については、住宅金融公庫から委託を受けて、住宅金融公庫が定める審査規定に基づく中間検査を実施している。ところが、平成10年度の公庫融資住宅の戸数は458戸であったが、平成15年度には107戸に激減し、戸建て住宅に対する行政による施工段階でのチェックが機能しなくなっている。そこで中間検査を導入することによって、低下している行政によるチェック機能の回復をはかるものである。

③ 鉄骨造建築物の品質確保

中間検査制度は、前述したように阪神・淡路大震災の教訓から創設されたが、平成2年から3年にかけて社会問題にもなった鉄骨工事の不良施工による品質問題も、制度創設のきっかけとなるものである。この問題については、平成4年通達「鉄骨造建築物等の品質適正化について」に基づき、延べ床面積が500㎡以上で、かつ階数が3階以上の鉄骨造の建築物に対し、鉄骨造建築物の適正な品質の確保を実現するための方策として、施工状況報告書の提出を指導してきた。今回、中間検査の導入によって、同じ規模の鉄骨造の建築物を対象建築物とすることによって、引き続き不良施工の防止を徹底していく。

④ 群馬県建築物安全安心実施計画

群馬県建築物安全安心実施計画のひとつに、完了検査の徹底がある。伊勢崎市の完了検査率は、平成13年度には35.7%であったものが、平成15年度には59.9%まで上昇し、一定の成果は得ているが、なおいっそう向上が望まれる。建築基準法では、建築物の安全を確保するための制度として、計画時の建築確認、施工時の中間検査、工事完了時の完了検査の3つの段階でチェックをうけることになっている。中間検査を導入することによって、遅ればせながら建築基準法のチェック態勢が完成し、建築規制の実効性を確保することによって、「安全で安心な建築物」がつけられる環境を整備することを意図する。

1-4 特定工程等の指定内容

1 中間検査を行う区域

伊勢崎市全域とする

2 中間検査を行う期間

通年とする

【解説】

平成20年8月31日までの3年間としてきましたが、建築環境における必要性から、期間を設けず通年としました。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (1) 主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。）の戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として木造の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階以上のもの
- (2) 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの

4 指定する特定工程

- (1) 3(1)の建築物
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（注1）（枠組壁工法の建築物にあつては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事（注2））
- (2) 3(2)の建築物
1階の建て方工事

注1 全ての軸組について接合金物による緊結が完了した工程

注2 小屋組を完了した工程

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 3(1)の建築物
壁の内装工事及び外装工事
- (2) 3(2)の建築物
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事

6 適用の除外

- (1) 第85条の適用を受ける建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分（住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第6条第2項の規定に基づく検査のうち、特定工程に係る工事を終えたときに行う検査を含む検査報告書の検査結果において、「適合」の判定を受けたものに限る。）
- (3) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築物の部分
- (4) 独立行政法人住宅支援金融機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの
- (5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び第2号の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物

7 施行期日

- (1) 平成20年9月1日から施行する。
- (2) **6 適用の除外**(5)については、平成22年4月1日から施行する。
- (3) 施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。

8 手数料（平成21年7月1日 伊勢崎市条例第33号）

中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積に応じて、下記の金額となります。

中間検査の対象となる床面積(m ²)の合計	30 m ² まで	30 m ² を超え100 m ² まで	100 m ² を超え200 m ² まで	200 m ² を超え500 m ² まで	500 m ² を超え1,000 m ² まで	1,000 m ² を超え2,000 m ² まで	2,000 m ² を超え10,000 m ² まで	10,000 m ² を超え50,000 m ² まで	50,000 m ² を超えるもの
手数料(円)	14,000	15,000	20,000	25,000	39,000	51,000	113,000	176,000	362,000

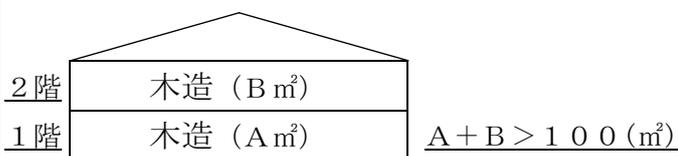
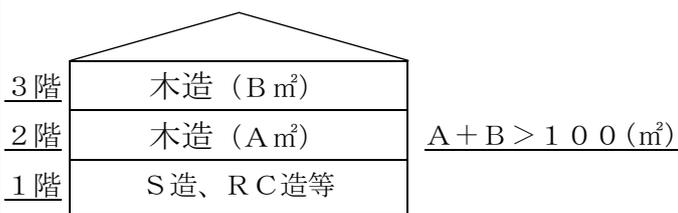
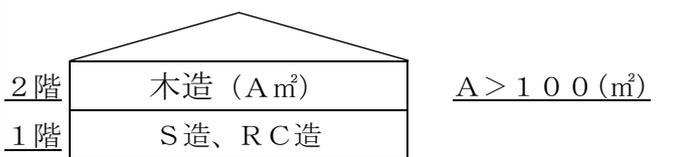
1-5 中間検査の必要な建築物の判定

(1) 木造の場合

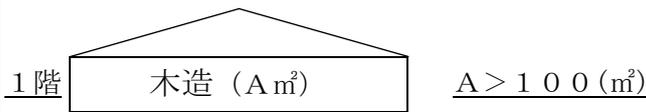
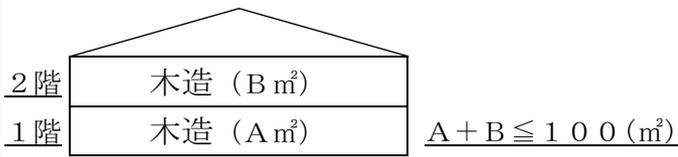
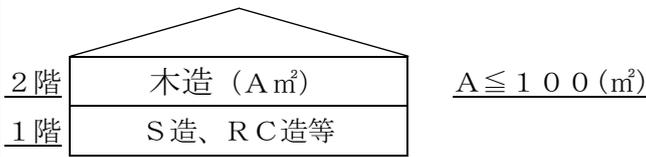
主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。）の戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として木造の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階以上のもの

- ① 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分の床面積が、定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が木造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ② “主として木造”の“主として”としたのは、たとえば、在来木造軸組住宅で一部鉄骨梁が使用されていても、建築物全体の主たる構造要素（主に耐震要素）が木材であるならば木造として扱えることを意図しています。

※用途は戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）に限る。

例	構造条件	判定
1		主として木造の構造部分の合計の床面積が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階なので対象。
2		主として木造の構造部分の床面積の合計が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。
3		主として木造の構造部分の合計の床面積が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階なので対象。

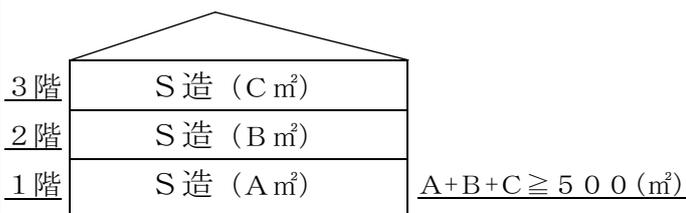
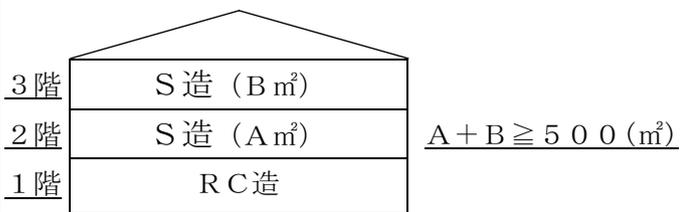
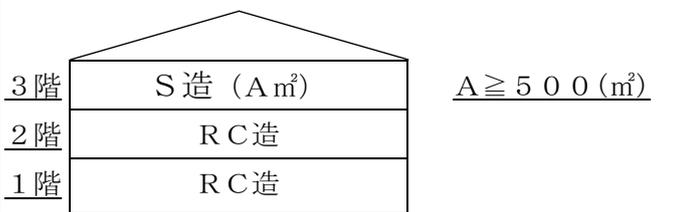
※用途は戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）に限る。

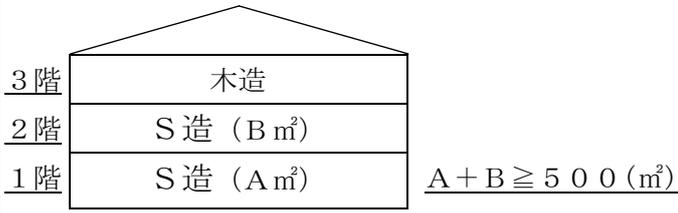
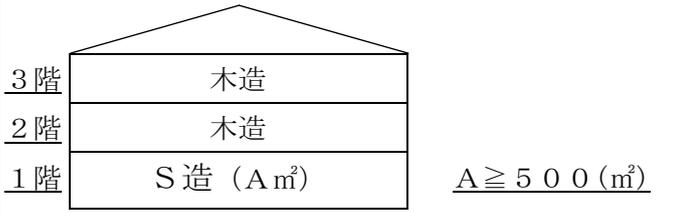
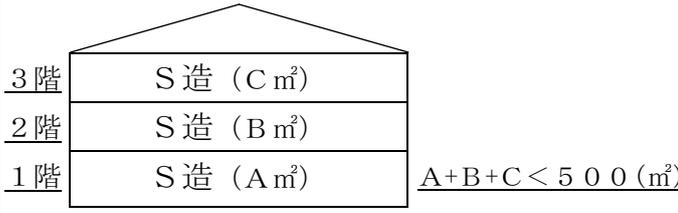
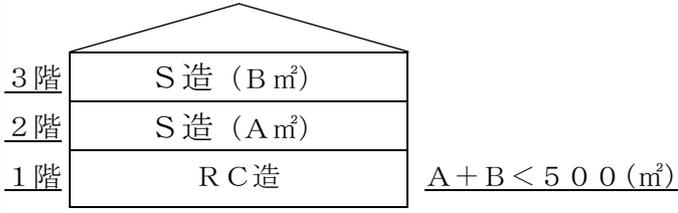
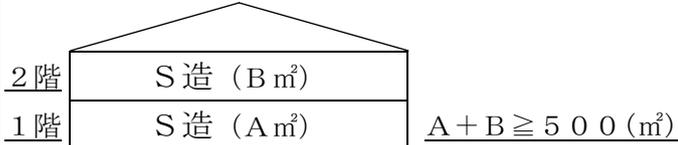
例	構造条件	判定
4	 <p>2階 木造(B m²) 1階 木造(A m²) S造、RC造 $A + B > 100 (m^2)$</p>	主として木造の構造部分の合計の床面積が100 m ² を超え、かつ、地階を除く階数が2階なので対象。
5	 <p>1階 木造 (A m²) $A > 100 (m^2)$</p>	主として木造の構造部分の合計の床面積が100 m ² を超えているが、地階を除く階数が1階なので対象外。
6	 <p>2階 木造 (B m²) 1階 木造 (A m²) $A + B \leq 100 (m^2)$</p>	地階を除く階数は2階であるが、主として木造の構造部分の合計の床面積が100 m ² 以下なので対象外。
7	 <p>2階 木造 (A m²) 1階 S造、RC造等 $A \leq 100 (m^2)$</p>	主として木造の構造部分の合計の床面積が100 m ² 以下なので対象外。

(2) 鉄骨造の場合

主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの

- ① 対象建築物の判断は、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分の床面積が定められた要件を満足するか否かで判定します。一方、階数は建築物全体で考え、構造耐力上主要な構造要素が鉄骨造でつくられた部分のみの階数で判断するものではありません。
- ② “主として鉄骨造”の“主として”としたのは、たとえば、鉄骨ラーメン構造で床が鉄筋コンクリート造又は木造でつくられていても、建築物全体の主たる構造要素（主に耐震要素）が鋼材であるならば鉄骨造で扱うこととします。

例	構造条件	判定
1	 <p>3階 S造 (C㎡) 2階 S造 (B㎡) 1階 S造 (A㎡) $A+B+C \geq 500 (\text{㎡})$</p>	主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。
2	 <p>3階 S造 (B㎡) 2階 S造 (A㎡) 1階 RC造 $A+B \geq 500 (\text{㎡})$</p>	主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。ここで、階数とは、鉄骨造部分の階数ではなく、建築物全体の階数で考えることに注意。
3	 <p>3階 S造 (A㎡) 2階 RC造 1階 RC造 $A \geq 500 (\text{㎡})$</p>	主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。

例	構造条件	判定
4		主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500 m ² 以上で、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。
5		主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500 m ² 以上で、かつ、地階を除く階数が3階なので対象。
6		主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500 m ² 未満なので対象外。
7		主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計が500 m ² 未満なので対象外。
8		主として鉄骨造の構造部分の床面積の合計は500 m ² 以上であるが、階数が2階なので対象外。

2. 中間検査申請について

2-1 中間検査の申請時期

建築主は、特定工程に係る工事終了後4日以内に、建築主事又は指定確認検査機関に中間検査の申請を行わなければならないことが建築基準法に規定されています。中間検査を受け、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできません。

(1) 特定工程

指定する特定工程

(1) 1-4の3(1)の建築物

屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(注1)(枠組壁工法の建築物にあつては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事(注2))

(2) 1-4の3(2)の建築物

1階の建て方工事

注1 全ての軸組について接合金物による緊結が完了した工程

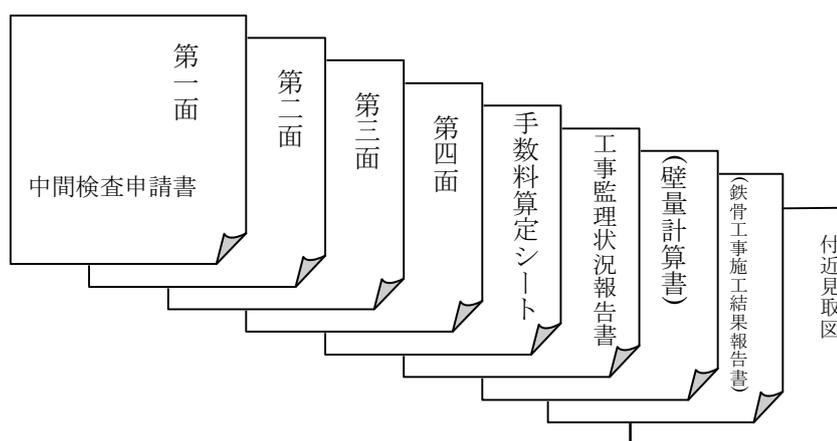
注2 小屋組を完了した工程

- ① 同一敷地に2以上の対象建築物が存在する場合は、対象建築物毎に特定工程を適用します。(敷地単位でなく棟単位で中間検査を行います。)
- ② 1つの建築物で工事を工区に分割する場合は、最初に特定工程に達する工区の範囲のみ中間検査を行います。
- ③ 1つの建築物で木造と鉄骨造をあわせもつもので、いずれの構造部分も中間検査対象建築物に該当する場合、それらの構造のうちいずれか早い工程を特定工程とします。よって、1つの建築物で特定工程は1つとなり、中間検査は1回のみとなります。
- ④ 1つの建築物が、1階が鉄筋コンクリート造で2及び3階が鉄骨造の場合、鉄骨造1層目(2階部分)の建て方工事が特定工程となります。
- ⑤ 鉄骨造では、1節目の建て方が完了すれば特定工程(1階の建て方工事)に達したこととなります。
- ⑥ 対象建築物でない建築物が、特定工程前の計画変更により対象建築物の規模に達した場合は中間検査が必要になります。
- ⑦ 対象建築物でない建築物が、特定工程後の計画変更により対象建築物の規模に達しても中間検査は不要です。特定工程は1つの建築物で1回だけ定義され、その特定工程に達した時点で対象建築物でなければ中間検査は不要となります。
- ⑧ ⑦と同様の理由により、対象建築物である建築物が、特定工程後の計画変更により規模を増やしても、再度の中間検査は不要です。

2-2 中間検査申請書類の作成

(1) 提出書類一覧

	提出書類一覧	備考欄
①	中間検査申請書 (建築基準法施行規則 第26号様式 (様式) P19)	中間検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面を添付しなくても良い場合もありますので、詳細については次の頁の「2-2(2) 工事監理状況報告書 ①」をご覧ください。
②	中間検査手数料 算定シート (様式) P25	様式中の中間検査対象部分の図面記入欄には、中間検査対象となる部分を示した簡易な図を描くか、または検査対象部分を示した平面図等を別途添付してください。
③	(中間検査用) 工事監理状況報告書 (様式) P26～P33	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。 中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。
④	(壁量計算書)	木造軸組工法の場合は、建築基準法施行令第46条第4項に基づいた計算書を添付してください。 木造枠組壁工法の場合は、国土交通省告示第1540号に基づいた計算書を添付してください。
⑤	(鉄骨工事施工結果報告書) (様式) P34	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。 鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。
⑥	付近見取図 (案内図)	方位、道路及び目標となる地物を表示してください。



(2) 工事監理状況報告書

工事監理状況報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事監理者になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造があります。中間検査申請時に、工事監理状況報告書は必ず添付してください。その他概要を以下に示します。

①一般事項

- 1) 工事監理状況報告書は、中間検査申請書第四面に代わる報告書となりますので、基本的に第四面については提出しなくてもかまいませんが、混構造で木造、鉄骨造、RC造以外の構造部分がある場合には、その構造部分の工事監理の状況は第四面に記載して提出してください。
- 2) 混構造の場合は、該当する構造の工事監理状況報告書を組み合わせて使用してください。例として、混構造で木造部分が中間検査対象規模で、鉄骨造が対象規模でない場合でも、工事監理状況報告書は木造と鉄骨造の両方を提出してください。
- 3) 混構造でRC造部分がある場合には、RC造の工事監理状況報告書も提出してください。
- 4) 混構造の建築物で、複数の工事監理状況報告書を提出する場合、工事監理状況報告書の確認事項で重複する項目（例：1. 確認表示板、2. 敷地の衛生及び安全・・・等）があるので、その項目は提出する工事監理状況報告書の内、1つに記載してあれば、その他には記載しなくてもかまいません。

②工事監理状況報告書の様式

- (中間検査用) 工事監理状況報告書・木造軸組工法 (様式)・・・・・・・・・・ P 2 6
- (中間検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法 (様式)・・・・・・・・・・ P 2 8
- (中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造 (様式)・・・・・・・・・・ P 3 0
- (中間検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造 (様式)・・・・・・・・ P 3 2

(3) 鉄骨工事施工結果報告書

鉄骨工事施工結果報告書は、建築基準法第12条第5項による報告書で、報告者は工事施工者になります。鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。

※ 鉄骨工事施工結果報告書（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 34

(4) 工事監理者の届出

確認申請時に、工事監理者が未定の場合は、工事着手以前に「工事監理者決定の届出書」により届出をしてください。

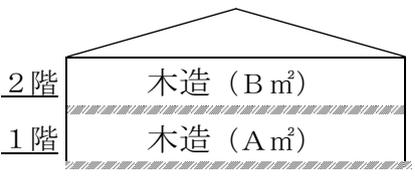
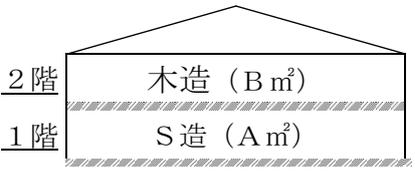
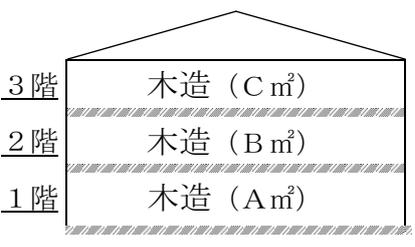
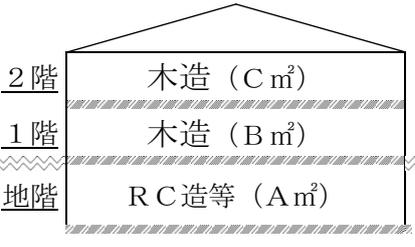
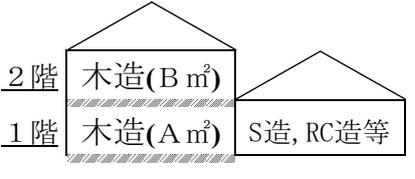
(5) 中間検査手数料の算定

中間検査の対象となる 床面積 (㎡) の合計	30㎡ まで	30㎡ を超え 100㎡ まで	100㎡ を超え 200㎡ まで	200㎡ を超え 500㎡ まで	500㎡ を超え 1,000㎡ まで	1,000㎡ を超え 2,000㎡ まで	2,000㎡ を超え 10,000㎡ まで	10,000㎡ を超え 50,000㎡ まで	50,000㎡ を超えるも の
手数料 (円)	14,000	15,000	20,000	25,000	39,000	51,000	113,000	176,000	362,000

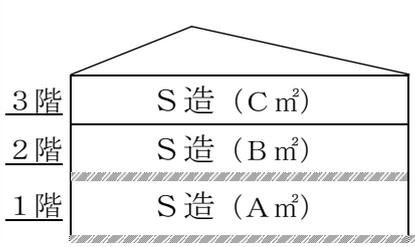
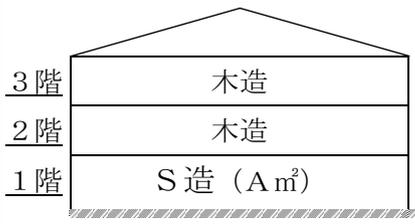
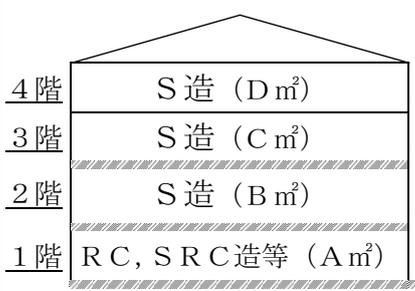
- ① 混構造を除く、木造単独の建築物については、屋根工事完了段階で検査を行うので、中間検査対象規模に該当する木造部分の延べ面積が中間検査手数料対象の床面積となります。(中間検査手数料対象床面積の算定例1を参照)
- ② 木造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。(中間検査手数料対象床面積の算定例2、4を参照)
- ③ 混構造を除く、鉄骨造単独の建築物については、特定工程に達した時点で、建て方で組みあがっている部分の鉄骨造の1階の床面積(A㎡)と、鉄骨造の1階のはり等の鉄骨造の2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっている部分の床面積(B㎡)の合計(A+B㎡)を対象面積とします。(中間検査手数料対象床面積の算定例6を参照)
- ④ 鉄骨造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。(中間検査手数料対象床面積の算定例8を参照)
- ⑤ 鉄骨造の場合、上階の建て方は「特定工程後の工程」に該当していなければ継続して施工可能です。中間検査では、検査時点での適法性を判定することになりますので、検査対象は接合部が完了している部分までとなります(仮組部分是对象外)。ただし手数料は、上記③のとおり、鉄骨造の3層目以上については、中間検査申請時に完了していても、手数料の対象面積には算入されません。(中間検査手数料対象床面積の算定例6、8を参照)
- ⑥ その他、次頁以降の中間検査手数料対象床面積の算定例を参照してください。

※次頁以降に具体例を示して説明します。

【主要構造部の全部又は一部が木造（丸太組構法を除く。）の戸建住宅（兼用住宅を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として木造の構造部分に限る。）が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2階以上のもの】に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
1	 <p>2階 木造 (B m²) 1階 木造 (A m²) $A + B > 100 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A + B) m^2$</p>
2	 <p>2階 木造 (B m²) 1階 S造 (A m²) $B > 100 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A + B) m^2$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、1階（下部構造）も完了しているため、木造以外の1階の床面積も中間検査手数料対象となります。</p>
3	 <p>3階 木造 (C m²) 2階 木造 (B m²) 1階 木造 (A m²) $A + B + C > 100 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A + B + C) m^2$</p>
4	 <p>2階 木造 (C m²) 1階 木造 (B m²) 地階 RC造等 (A m²) $B + C > 100 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A + B + C) m^2$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、地階（下部構造）も完了しているため、地階の床面積も中間検査手数料対象となります。</p>
5	 <p>2階 木造 (B m²) 1階 木造 (A m²) S造, RC造等 $A + B > 100 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A + B) m^2$</p> <p>【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、S造、RC造等の部分は完了しているか、していないかにかかわらず、木造部分の下部構造とはならないので、中間検査手数料の対象外になります。</p>

【主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの】に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
6	 <p>3階 S造 (C m²) 2階 S造 (B m²) 1階 S造 (A m²)</p> <p>$A+B+C \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A+B) m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっているので、2階も対象になります。3階は、組み上がっていても手数料上は対象外。</p>
7	 <p>3階 木造 2階 木造 1階 S造 (A m²)</p> <p>$A \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$A m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1階の建て方工事が終了時点で、2階の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっていますが、2階は木造なので1階の鉄骨造部分の床面積が手数料対象になります。</p>
8	 <p>4階 S造 (D m²) S造3層目 3階 S造 (C m²) S造2層目 (手数料対象) 2階 S造 (B m²) S造1層目 (手数料対象) 1階 RC, SRC造等 (A m²) (手数料対象)</p> <p>$B+C+D \geq 500 (m^2)$</p>	<p>※ 手数料対象部分を示す</p> <p>$(A+B+C) m^2$</p> <p>【解説】特定工程の1層目の建て方工事が終了時点で、鉄骨造の1層目のはり等の鉄骨造の2層目の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっているため、鉄骨造の2層目の床面積も中間検査手数料の対象となります。また1階（下部構造）も完了しているため、鉄骨造以外の1階の床面積も中間検査手数料の対象となります。</p>

2-3 特定工程後の工程

「2-1 中間検査の申請時期」で、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできないことを示しましたが、ここでは特定工程後の工程について概要を示します。

- (1) 1-4の3(1)の建築物
壁の内装工事及び外装工事(注1)
- (2) 1-4の3(2)の建築物
耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事(注2)

注1 在来軸組工法の場合は、床、壁、天井を施工して軸組の接合金物を覆う工程が該当し、
枠組壁工法の場合は、屋外側の壁や天井を施工して枠組みを覆う工程が該当します。

注2 鉄骨の柱・梁等の軸材相互の溶接又はボルト等の接合部分を覆う工程が該当します。
例として、2階の床版の取付け工事で接合部を隠蔽するものは「特定工程後の工程」となります。ただし、床版の取付け工事でも接合部が隠蔽されないものは、「特定工程後の工程」には該当せず、継続して施工できるものとします。

- ① 接合部等が隠蔽されなければ工事を進めることができます。
- ② 木造住宅の場合は、断熱材工事等は、検査対象となる軸組部が隠蔽されなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。
- ③ 鉄骨造の場合、上階の建て方工事については、接合部が隠蔽されなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。

3 中間検査実施要領

3-1 現場検査での留意事項

中間検査は、報告書や写真等の書類による検査だけでなく、実際に検査員が施工現場に赴き、検査を行います。

(1) 中間検査の方法

中間検査の方法は次の3つの方法で行います。

- ① 目視検査：目視により材料の仕様、設置の有無等を検査します。
- ② 計測検査：計測器具等を用いて検査を行います。
- ③ 監理者報告：工事監理状況報告書、鉄骨造施工結果報告書、その他関係書類等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

(注意) ③により、現場検査時にヒアリングを行いますので、中間検査には工事監理者の現場立ち会いが必要となります。

(2) 検査結果に不適等の指摘事項があった場合

検査の結果、検査員により「不適」等の指示があった場合には、以下のような手順で是正等を行ってください。

- ① 対処方法（是正工事、不足書類の準備等）の検討
検討にあたって、指示を受けた工事監理者は、建築主、設計者及び工事施工者等と協議を行い、必要に応じて、中間検査を行った検査員等にもご相談下さい。
- ② 対処後の報告
是正工事、不足書類の準備等が終了しましたら、中間検査を行った検査員等に是正内容を報告してください。なお、報告の方法は、検査員等の指示に従ってください。また、必要に応じて再検査を行う場合もあります。

4 完了検査との関係

4-1 完了検査手数料

伊勢崎市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に伊勢崎市の建築主事に申請する場合、完了検査申請手数料は、下記の金額となります。

【中間検査合格証の交付を受けた建築物の完了検査申請手数料】

床面積 (㎡) の合計	30㎡ まで	30㎡ を超え 100㎡ まで	100㎡ を超え 200㎡ まで	200㎡ を超え 500㎡ まで	500㎡ を超え 1,000㎡ まで	1,000㎡ を超え 2,000㎡ まで	2,000㎡ を超え 10,000㎡ まで	10,000㎡ を超え 50,000㎡ まで	50,000㎡ を超えるも の
手数料 (円)	14,000	18,000	23,000	38,000	68,000	83,000	139,000	227,000	451,000

【解説】

中間検査時に現地を確認しているため、中間検査対象外建築物と比較して減額しています。なお、中間検査を指定確認検査機関で受験し、中間検査合格証の交付を受けている建築物につきましては、完了検査申請手数料の減額の対象とはなりません。これについては、次の頁「4-2 (2) ①一般事項2)」でも説明しますが、中間検査時に検査済みの部分も完了検査時にはすべて省略とはせず、書類等による検査を行うためです。

4-2 完了検査申請書の作成

(1) 提出書類一覧 (中間検査対象建築物の場合)

	提出書類一覧	備考欄
①	完了検査申請書 (建築基準法施行規則 第19号様式)	完了検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面については、中間検査申請書の第四面の扱いと同様です。【2-2 (2) 工事監理状況報告書 ① を参照してください。】
②	(完了検査用) 工事監理状況報告書 (様式) P36~P47	報告者は工事監理者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。 完了検査用として木造、鉄骨造、RC造があります。
③	(鉄骨工事施工結果報告書) (様式) P34	報告者は工事施工者です。 建築基準法第12条第5項による報告書になります。
④	中間検査合格証の写し	
⑤	その他	内装仕上げの写真 (シックハウス)、案内図等

(2) 工事監理状況報告書

①一般事項

- 1) 完了検査申請時にも、工事監理状況報告書（完了検査用）を提出してください。
- 2) 伊勢崎市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に伊勢崎市の建築主事に申請する場合、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。ただし、例として、鉄骨造の溶接部に関する項目について、中間検査時に検査済みだとしても、その後の工程で別の箇所で溶接を行っている場合、中間検査の際には検査をしていない箇所があるため、溶接に関する項目について、報告の省略はできません。その項目に該当する、すべての施工が中間検査までに終了し、検査済みでなければ、省略はできないことに注意してください。
- 3) 中間検査の対象とならない建築物についても、完了検査申請の際には、木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、RC造部分の工事監理の状況についての記載は、工事監理状況報告書を使用して下さい。

②工事監理状況報告書の様式

- (完了検査用) 工事監理状況報告書・木造軸工法組（様式）・・・・・・・・・・ P 3 6
- (完了検査用) 工事監理状況報告書・木造枠組壁工法（様式）・・・・・・・・・・ P 3 9
- (完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄骨造（様式）・・・・・・・・・・ P 4 2
- (完了検査用) 工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造（様式）・・・・・・・・ P 4 5

(3) 鉄骨工事施工結果報告書

工事監理状況報告書と同様に、伊勢崎市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に伊勢崎市の建築主事に申請する場合、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。すべての項目が中間検査で検査済みであれば、鉄骨工事施工結果報告書については、提出する必要はありません。

(4) 適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について

中間検査の対象となる規模の建築物であっても、品確法による住宅性能評価書の交付を受ける建築物や、住宅金融公庫融資住宅等で適用の除外となる建築物については、完了検査申請の際に、以下の書類を添付してください。

- 品確法による性能評価書の交付を受ける住宅：「下地張り直前」の検査報告書の写し
- 住宅金融公庫融資住宅：（中間時）現場審査に関する通知書の写し

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行 った部 位、材 料の種 類等	照合内容	照合を行 った設 計図書	設計図書の内容 について設 計者に確認 した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告 の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

中間検査申請手数料の算定シート

中間検査対象床面積算定式	式：		
手数料対象床面積	m^2	手数料	円
【中間検査対象部分の図面記入欄】 ※ 1			

※ 1 この欄に、中間検査対象部分を示した簡易な図面を記入するか、又は中間検査対象部分を示した平面図等を別途添付して下さい。

工事監理状況報告書(木造軸組工法)

中間検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主氏名	

上記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社住所
		会社名
		報告者氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2		
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果	
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適：不	A	適：不適	
2 工事現場の危害の防止(90条)	1 仮囲い、防護ネット、山留	適：不	A	適：不適	
3 敷地の衛生及び安全(法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適：不	A：B：C	適：不適	
4 敷地と道路の関係 (法40 42 43)	1 道路の幅員	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 道路に接する敷地の長さ	適：不	A：B：C	適：不適	
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適：不	A：B：C	適：不適	
	4 2項道路の後退	適：不	A：B：C	適：不適	
5 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52～54)	1 敷地形状及び高低差	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 基礎形状・建物形状	適：不	A：B：C	適：不適	
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適：不	A：B：C	適：不適	
6 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適：不	A：B：C	適：不適	
7 基礎・地盤(令38、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適：不	A：B：C	適：不適	
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適：不	A：B：C	適：不適	
	3 基礎種別の確認(連続、べた、独立、杭)	適：不	A：B：C	適：不適	
	4 各部材の形状、寸法の確認	適：不	A：B：C	適：不適	
	5 配筋の確認(径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等)	適：不	A：B：C	適：不適	
8 居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1 床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	適：不	A：B：C	適：不適	
9 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)	1 木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、接合金物等の種類・品質・形状・寸法	適：不 適：不 適：不	A：B：C A：B：C A：B：C	適：不適 適：不適 適：不適	
	10 土台(令42)	1 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	適：不	A：B：C	適：不適
	11 柱(令43)	1 柱の小径、有効細長比	適：不	A：B：C	適：不適
2 すみ柱又はこれに準ずる柱		適：不	A：B：C	適：不適	
12 横架材(令44)	1 中央部下側の欠込み	適：不	A：B：C	適：不適	
13 筋かい(令45)	1 形状・寸法	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 欠込み部の補強	適：不	A：B：C	適：不適	
14 構造耐力上必要な軸組等(令46)	1 耐力壁の配置(壁量計算書、軸組のバランスチェックシートとの照合)	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 火打材	適：不	A：B：C	適：不適	
	3 小屋組の振れ止め	適：不	A：B：C	適：不適	
15 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口(令47)	1 筋かいの端部における仕口(筋かいプレートによる接合)	適：不	A：B：C	適：不適	
	2 軸組の柱脚・柱頭の仕口(ホルダウン金物等による緊結)	適：不	A：B：C	適：不適	
	3 その他の継手又は仕口	適：不	A：B：C	適：不適	
16 防腐防蟻措置(令49)	1 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	適：不	A：B：C	適：不適	

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査	結果
			B:計測検査	
			C:監理者報告	
17 其他 ※3		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示内容 ※4	

検査に必要な図書 ※5	確認関係図書	<input checked="" type="checkbox"/> 確認図書 <input checked="" type="checkbox"/> 告示第1347号による基礎構造図 <input checked="" type="checkbox"/> 告示1460号による継手・仕口の金物仕様等 <input type="checkbox"/> 告示1352号による1/4バランス計算書
	使用材料の品質を示す書類	<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験結果 <input type="checkbox"/> コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物) <input type="checkbox"/> 鉄筋・鉄骨ミルシート <input type="checkbox"/> 使用材料品質証明書
	工事監理報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎配筋検査記録 <input type="checkbox"/> 基礎配筋写真 <input type="checkbox"/> 建て方完了時の検査記録
	其他	<input type="checkbox"/> 施工要領書(工事監理者が承認したもの) <input type="checkbox"/> 工事写真

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「其他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「其他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 検査に必要な図書について、「」の書類は必ず用意し、「」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。

工事監理状況報告書(木造枠組壁工法)

中間検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主氏名	

上記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社住所
		会社名
		報告者氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適：不	A	適：不適
2 工事現場の危害の防止 (90条)	1 仮囲い、防護ネット、山留	適：不	A	適：不適
3 敷地の衛生及び安全 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適：不	A：B：C	適：不適
4 敷地と道路の関係 (法42 43)	1 道路の幅員	適：不	A：B：C	適：不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適：不	A：B：C	適：不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適：不	A：B：C	適：不適
	4 2項道路の後退	適：不	A：B：C	適：不適
5 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52～54)	1 敷地形状及び高低差	適：不	A：B：C	適：不適
	2 基礎形状・建物形状	適：不	A：B：C	適：不適
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適：不	A：B：C	適：不適
6 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適：不	A：B：C	適：不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適：不	A：B：C	適：不適
7 基礎・地盤 (令38、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適：不	A：B：C	適：不適
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適：不	A：B：C	適：不適
	3 基礎種別の確認(連続、べた、独立、杭)	適：不	A：B：C	適：不適
	4 各部材の形状、寸法の確認	適：不	A：B：C	適：不適
	5 配筋の確認(径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等)	適：不	A：B：C	適：不適
8 居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1 床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	適：不	A：B：C	適：不適
9 主要構造部及び主要構造部以外 の構造耐力上主要な部分に 用いる材料(接合材料を含む)	1 木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、接合金物 等の種類・品質・形状・寸法	適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
10 土台 (令42)	1 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	適：不	A：B：C	適：不適
11 床版(告示1540)	1 根太(床・端・側)の形状・寸法・間隔・転び止め	適：不	A：B：C	適：不適
	2 開口部補強	適：不	A：B：C	適：不適
	3 耐力壁直下の床根太補強	適：不	A：B：C	適：不適
	4 床材の厚さ	適：不	A：B：C	適：不適
	5 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
12 耐力壁等(告示1540)	1 耐力壁の配置(壁量計算書との照合)	適：不	A：B：C	適：不適
	2 上、下、たて枠寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	3 耐力壁線相互の距離、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積	適：不	A：B：C	適：不適
	4 外壁の耐力壁線相互の交さる部分	適：不	A：B：C	適：不適
	5 耐力壁のたて枠相互間隔	適：不	A：B：C	適：不適
	6 各耐力壁の隅角部及び交さ部	適：不	A：B：C	適：不適
	7 耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの緊結	適：不	A：B：C	適：不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
12 耐力壁等(告示1540)	8 頭つなぎ	適：不	A：B：C	適：不適
	9 耐力壁線に設ける開口部の幅等	適：不	A：B：C	適：不適
	10 開口部上部のまぐさ	適：不	A：B：C	適：不適
	11 筋かいの欠込み	適：不	A：B：C	適：不適
	12 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
13 根太等の横架材(告示1540)	1 横架材の欠込みが無いこと	適：不	A：B：C	適：不適
14 小屋組等(令46, 告示1540)	1 たるき及び天井根太の 寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	2 たるき相互の間隔	適：不	A：B：C	適：不適
	3 たるきつなぎ	適：不	A：B：C	適：不適
	4 トラス	適：不	A：B：C	適：不適
	5 たるき又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結	適：不	A：B：C	適：不適
	6 振れ止め	適：不	A：B：C	適：不適
	7 屋根版	適：不	A：B：C	適：不適
	8 屋根下地の寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	9 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
	10 開口部の幅等	適：不	A：B：C	適：不適
	11 開口部上部のまぐさ	適：不	A：B：C	適：不適
15 防腐防蟻措置(令49)	1 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	適：不	A：B：C	適：不適
16 その他 ※3		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示内容 ※4	

検査に必要な図書 ※5	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図
		□ 床伏せ図、壁伏せ図、屋根伏せ図
	使用材料の品質を示す書類	□ コンクリート圧縮強度試験結果 □ コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物)
		□ 鉄筋・鉄骨ミルシート □ 使用材料品質証明書
	工事監理報告書	■ 基礎配筋検査記録 □ 基礎配筋写真 □ 建て方完了時の検査記録
	□ 施工要領書(工事監理者が承認したもの) □ 工事写真	

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入して下さい。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入して下さい。

※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。

工事監理状況報告書(鉄骨造)

中間検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社 住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2		
			A:目視検査	結果	
			B:計測検査 C:監理者報告		
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適 : 不	A	適 : 不適	
2 工事現場の危害の防止 (90条)	1 仮囲い、防護ネット、山留	適 : 不	A	適 : 不適	
3 敷地の衛生及び安全 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
4 敷地と道路の関係 (法40 42 43)	1 道路の幅員	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	2 道路に接する敷地の長さ	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	4 2項道路の後退	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
5 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	2 基礎形状・建物形状	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
6 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の上立面図との照合	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
7 基礎・地盤 (令38、79、告示1347) (令77、78、79) (令73、告示1463) (令73、告示1463) (令72、74、告示1102) (令76、告示110)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法()	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容()	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	3 杭種・工法・打設結果の確認	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	4 径、長さ、本数	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	5 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	6 杭頭処理	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	7 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	8 主筋・あばら筋等の本数、径及び間隔、かぶり厚	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	9 主筋の定着	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	10 継手の位置	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	11 継手試験結果(引っ張り、超音波)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	12 梁貫通補強	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	13 コンクリートの品質・規格	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	14 型わく及び支柱の除去	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
	15 基礎出来形(各部材の形状、寸法の確認)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適	
8 上部構造 (令66、67、68) (告示1456) (告示1464)	建築物全体	1 建築物の形状	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	部材の配置	2 建築物の建て入れ精度	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		3 柱・大梁・小梁の配置	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		4 垂直・水平ブレースの配置	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		5 テッキプレート、ALC板の方向性	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	部材の仕様	6 鋼材・ホルトの材質、形状、寸法	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		7 ホルトの縁端距離	適 : 不	A : B : C	適 : 不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2		
			A:目視検査	結果	
			B:計測検査		
			C:監理者報告		
8 上部構造 (令66、67、68) (告示1456) (告示1464)	柱脚の施工 状況	8 柱とベースプレートの溶接	適：不	A：B：C	適：不適
		9 ベースプレートの寸法	適：不	A：B：C	適：不適
		10 アンカーボルトの径、長さ、位置、二重ナット	適：不	A：B：C	適：不適
		11 ベースプレート下モルタル充填	適：不	A：B：C	適：不適
		12 脚部の根巻き・埋込み	適：不	A：B：C	適：不適
	柱・梁の仕口 部	13 突合せ溶接の位置、状況	適：不	A：B：C	適：不適
		14 ダイヤフラムとフランジの位置、状況	適：不	A：B：C	適：不適
		15 スカッフ、イントダフ、裏当て金の確認	適：不	A：B：C	適：不適
	梁接合部	16 HTBの径、本数、添え板厚	適：不	A：B：C	適：不適
		17 ビンテルの破断（トルシア型）	適：不	A：B：C	適：不適
		18 マーキングのずれ（全てのHTB）	適：不	A：B：C	適：不適
		19 高力六角ボルトの締付け（JIS型）	適：不	A：B：C	適：不適
		20 摩擦面の処理	適：不	A：B：C	適：不適
		21 溶接部の検査結果	適：不	A：B：C	適：不適
	その他 (令79の3)	22 床の仕様、接合方法	適：不	A：B：C	適：不適
		23 プレースの接合部、たわみ	適：不	A：B：C	適：不適
		24 梁等貫通個所の位置、補強	適：不	A：B：C	適：不適
		25 さび止め塗装	適：不	A：B：C	適：不適
		26 コンクリートのかぶり厚さ（SRC）	適：不	A：B：C	適：不適
	9 その他 ※3		適：不	A：B：C	適：不適
			適：不	A：B：C	適：不適
			適：不	A：B：C	適：不適
			適：不	A：B：C	適：不適

指示内容 ※4	

検査に必要な 図書 ※5	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図
	使用材料の品質を示す書類	<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験結果 <input type="checkbox"/> コンクリートの品質（スランプ、空気量、塩化物） <input type="checkbox"/> 鉄筋・鉄骨ミソート <input type="checkbox"/> 使用材料品質証明書
	工事監理報告関係	■ 基礎配筋検査記録・写真 <input type="checkbox"/> 自主検査報告書 <input type="checkbox"/> 施工要領書 <input type="checkbox"/> コンクリート工事施工結果報告書
	検査結果報告書	<input type="checkbox"/> 杭工事施工結果報告書 ■ 溶接部検査結果報告書 <input type="checkbox"/> 鉄骨精度測定結果 <input type="checkbox"/> 露出型柱脚施工管理報告書
	その他	<input type="checkbox"/> 認定・評定書の写し ■ 工事写真 <input type="checkbox"/> その他

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないでください）

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。

工事監理状況報告書(鉄筋コンクリート造)

中間検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、工事中の建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社 住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適 : 不	A	適 : 不適
2 工事現場の危害の防止 (90条)	1 仮囲い、防護ネット、山留	適 : 不	A	適 : 不適
3 敷地の衛生及び安全性 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
4 敷地と道路の関係 (法40 42 43)	1 道路の幅員	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	4 2項道路の後退	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
5 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	2 基礎形状 (建物形状)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	3 建物配置 (道路、隣地からの離れ)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
6 道路斜線 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
7 基礎・地盤 (令38、79、告示1347) (令77、78、79) (令73、告示1463) (令73、告示1463) (令72、74、告示1102) (令76、告示110)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法 (適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容 (適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	3 杭種・工法・打設結果の確認	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	4 径、長さ、本数	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	5 杭偏芯の有無・処理 (基礎・梁の補強)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	6 杭頭処理	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	7 主筋・あばら筋等の本数、径及び間隔、かぶり厚	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	8 主筋の定着	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	9 継手の位置	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	10 梁貫通補強	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	11 コンクリートの品質・規格	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	12 型わく及び支柱の除去	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	13 基礎出来形 (各部材の形状、寸法の確認)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
8 基礎・上部共通	1 配筋仕様の別 大臣官房 JASS その他 ()	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	2 鉄筋の品質・規格 (ミルシートの確認)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	3 継手の接合方法 ()	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	4 継手試験方法・結果 抜取り 超音波探傷	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
9 上部構造 全体 (令73、79)	1 鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみの有無	適 : 不	A : C	適 : 不適
	2 柱、梁、耐力壁、スラブの配置	適 : 不	A : C	適 : 不適
	3 かぶり厚さの状況	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
	4 型枠中の清掃状況 (木片、その他のゴミ)	適 : 不	A : C	適 : 不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2			
			A:目視検査	結果		
			B:計測検査 C:監理者報告			
	柱(令77)	5 主筋本数、径、配置方向(次階の主筋を含む)	適:不	A:B:C	適:不適	
		6 各階止まり柱頭主筋の止まり高さと定着状況	適:不	A:B:C	適:不適	
		7 柱仕口部分の帯筋の径、間隔	適:不	A:B:C	適:不適	
		8 第一帯筋の位置と柱頭拘束帯筋の有無	適:不	A:B:C	適:不適	
	梁(令78)	9 主筋、あばら筋、腹筋、幅止め筋の状況	適:不	A:B:C	適:不適	
		10 主筋の定着方法、長さ	適:不	A:B:C	適:不適	
		11 中吊り筋の位置	適:不	A:B:C	適:不適	
		12 継手の位置、長さ(重ね継手の場合)	適:不	A:B:C	適:不適	
		13 片持ち梁の主筋の位置と定着	適:不	A:B:C	適:不適	
		14 貫通孔の位置、補強方法	適:不	A:B:C	適:不適	
		15 ハンチ部分のあばら筋補強	適:不	A:B:C	適:不適	
	スラブ	16 主筋方向、径、間隔、スラブ厚	適:不	A:B:C	適:不適	
		17 定着方法、長さ	適:不	A:B:C	適:不適	
		18 継手の位置、長さ	適:不	A:B:C	適:不適	
		19 片持ちスラブの定着と上端筋位置	適:不	A:B:C	適:不適	
		20 隅部、開口部、設備配管に対する補強	適:不	A:B:C	適:不適	
	壁	21 縦筋の定着方法、長さ	適:不	A:B:C	適:不適	
		22 壁交差部の縦筋補強	適:不	A:B:C	適:不適	
		23 スリットの位置、施工状況	適:不	A:B:C	適:不適	
	その他	24 設備配管(CD管等)の配置	適:不	A:B:C	適:不適	
	10 10 ※3 10 ※3	その他		適:不	A:B:C	適:不適
				適:不	A:B:C	適:不適
				適:不	A:B:C	適:不適
				適:不	A:B:C	適:不適
			適:不	A:B:C	適:不適	
			適:不	A:B:C	適:不適	

指示 内容 ※4	

検査 に 必要 な 図 書 ※5	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示1347号による基礎構造図
	使用材料の品質を示す書類	<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験結果 <input type="checkbox"/> コンクリートの品質(スラブ、空気量、塩化物) <input type="checkbox"/> 鉄筋ミルシート <input type="checkbox"/> 使用材料品質証明書
	工事監理報告関係	■ 配筋検査記録・写真 <input type="checkbox"/> 自主検査報告書
		<input type="checkbox"/> 施工要領書 <input type="checkbox"/> コンクリート工事施工結果報告書
	検査結果報告書	<input type="checkbox"/> 杭工事施工結果報告書
	その他	<input type="checkbox"/> 認定・評定書の写し ■ 工事写真 <input type="checkbox"/> その他

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。

鉄骨工事施工結果報告書

提出日 年 月 日

(あて先) 建築主事

建築主	住所 氏名				
工事施工者 (報告者)	住所 資格 会社名	建設業の許可(大臣・知事)登録第 号 (電話)			
工事概要	工事名称				
	確認済証番号	年 月 日 第	号	確認機関名	
	〃(変更)	年 月 日 第	号	確認機関名	
	工事場所	市 町			
構造	造 規 模 地上 / 地下 階 延べ床面積 m ²				

上記、建築物の施工管理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

使用鋼材		鋼材種別	柱 ()	梁 ()	ダイヤラム等他 ()	
		最大板厚	柱 ()	梁 ()	ダイヤラム等他 ()	
鉄骨加工工場	住所 名称				登録番号	
	グレード	(S H M R J)	評価機関名			
	溶接検査	検査員名(工場)				資格
検査員名(現場)					資格	
溶接検査機関	住所 名称					
	認定機関・番号					
	検査員名(工場)				資格	
	検査員名(現場)				資格	
溶接部検査・確認	検査方法	制作場所	工事施工者		委託検査機関(第三者機関)	
			抜取率 % (合格率 %)		抜取率 % (合格率 %)	
	外観(目視)検査	工場	()	()	()	
		現場	()	()	()	
	非破壊検査 (超音波探傷)	工場	()	()	()	
		現場	()	()	()	
	項目(指摘事項の有無)		検査方法・不具合の処理方法		項目(指摘事項の有無)	検査方法・不具合の処理方法
	入熱温度 (有 無)				余盛り過大 (有 無)	
	パス間温度 (有 無)				溶接ヒート不揃い (有 無)	
	アンダーカット (有 無)				ピット (有 無)	
割れ (有 無)				溶接部のずれ (有 無)		
オーバーラップ (有 無)						

番号	検査項目	検査の日付		内 容		
		施工者	監理者			
1	工作図確認 現寸検査			① 施工図の確認及び現寸検査を行った。		
				② 剛接合部について応力伝達上支障のないことを確認した。		
				③ 設計図書の変更をした項目 ()		
2	材料検査 溶接仕口部 仮付組立検査			① 溶接棒、溶接姿勢、電流、溶接技術者資格を確認した。		
				② 使用材料の材料検査を行った。(試験:ミルシート)		
				③ 突合せ溶接の開先角度を検査した。		
				④ 同上のルート面状態、ルート間隔を検査した。		
				⑤ ・旧式スカラップ ・改良スカラップ ・ノンスカラップ を確認した。		
				⑥ ・スチールエンドタブ(L=) ・フラックスタブ を確認した。		
				⑦ 裏あて金の取付け状態 又は裏はつりを確認した。		
				⑧ 突合せ継手の食い違い、仕口部の板ずれを検査した。		
				⑨ すみ肉溶接のはだすきを検査した。		
				⑩ 仕口内部の内ダイヤフラムの取付けと開先の検査をした。		
				⑪ 組立て溶接の確認をした。		
				⑫ ボルト等の縁端距離、相互間の中心距離の確認をした。		
				⑬ ボルト孔の径とボルト径の確認をした。		
3	溶接検査 製品検査			① 入熱温度、パス間温度の管理状況を確認した。		
				② 柱、梁等の部材寸法等を確認した。		
				③ すみ肉溶接の脚長寸法を確認した。		
				④ 裏ハツリの施工を確認した。		
				⑤ スラグ、スパッタの除去(清掃)を確認した。		
				⑥ 鉛直ブレースの溶接長、ボルトのはしあき、へりあきを確認した。		
				⑦ 水平ブレースの溶接長、ボルトのはしあき、へりあきを確認した。		
4	ボルト締付 建て方検査			① 高力ボルトの製品名 () (JIS ・トルシア)		
				② 高力ボルトの材料強度を確認した。(ミルシート)		
				③ ボルトの本数、径、添板の板厚等を確認した。		
				④ 高力ボルトの摩擦面処理を確認した。(方法:)		
				⑤ 高力ボルトのトルク係数値試験を行った。(JIS型トルクコントロール法)		
				⑥ 一次締め後マーキングを行った。(全ての高力ボルト)		
				⑦ 二次締め後ナット回転量及び共回り、軸回りの無い事、ボルトの余長を確認した。		
				⑧ トルシア型の場合、ピンテールの破断を確認した。		
				⑨ 建入れ精度の確認をした。		
				⑩ ブレースの遊びがないか確認した。		
5	柱 脚 (通常型) (既成型)			① アンカーボルト径、長さ、材質、降伏比、取付位置の確認をした。		
				② グラウトモルタルの充填を確認した。		
				③ アンカーボルトの締付を確認した。		
				④ 露出型固定柱脚は、メーカーのチェックシートにより確認した。		
6	デッキプレート			① スタッドボルトの打撃曲げ試験を行った。		
				② 接合の種類の確認を行った。(方法:)		
				③ 接合のピッチ、外観検査を行った。		
7	その他の 検査					
8	不具合の処 理及び検査 結果の考察					
9	各種検査の 書類		確 認 事 項	工事監理者の確認	確 認 事 項	工事監理者の確認
			① 鋼材の品質証明書	有 ・ 無	⑤ 工事写真	有 ・ 無
			② 非破壊検査報告書	有 ・ 無	⑥ 社内検査記録	有 ・ 無
			③ 露出型柱脚施工管理報告書	有 ・ 無	⑦ その他	有 ・ 無
			④ 溶接技能者資格証明書	有 ・ 無		

工事監理状況報告書(木造軸組工法)

完了検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査	結果
			B:計測検査	
			C:監理者報告	
1 確認表示板(法89)	1 建築確認表示板の設置	適:不	A	適:不適
2 敷地の衛生及び安全(法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適:不	A : B : C	適:不適
3 敷地と道路の関係 (法42 43)	1 道路の幅員	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	4 2項道路の後退	適:不	A : B : C	適:不適
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	適:不	A : B : C	適:不適
	2 基礎形状・建物形状	適:不	A : B : C	適:不適
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適:不	A : B : C	適:不適
5 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適:不	A : B : C	適:不適
6 設備 (令129の2の4~7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	適:不	A : B : C	適:不適
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	適:不	A : B : C	適:不適
7 外装仕上げ(法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
8 外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りガラス、シャッター、FD等	適:不	A : B : C	適:不適
9 特殊建築物等の内装(法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
10 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	適:不	A : B : C	適:不適
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	適:不	A : B : C	適:不適
11 階段及び踊場(令23~26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	適:不	A : B : C	適:不適
12 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	適:不	A : B : C	適:不適
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	適:不	A : B : C	適:不適
	4 非常用進入口(令126の6、126の7)	適:不	A : B : C	適:不適
	5 敷地内通路(令128)	適:不	A : B : C	適:不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2		
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果	
13 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	適:不	A:B:C	適:不適	
	2 防火区画(令112)	適:不	A:B:C	適:不適	
	3 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	適:不	A:B:C	適:不適	
14 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロレヒロスの使用禁止	適:不	A:B:C	適:不適	
	2 内装下地材の種別	適:不	A:B:C	適:不適	
	3 接着剤の種別	適:不	A:B:C	適:不適	
	4 内装仕上げ材の種別	適:不	A:B:C	適:不適	
	5 塗料の種別	適:不	A:B:C	適:不適	
	6 建具・造り付家具の種類	適:不	A:B:C	適:不適	
	7 換気区画・換気ルート	適:不	A:B:C	適:不適	
	8 換気設備機器の性能(換気風量)	適:不	A:B:C	適:不適	
	9 天井裏等の下地材	適:不	A:B:C	適:不適	
15 基礎・地盤(令38、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適:不	A:B:C	適:不適	
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適:不	A:B:C	適:不適	
	3 基礎種別の確認(連続、べた、独立、杭)	適:不	A:B:C	適:不適	
	4 各部材の形状、寸法の確認	適:不	A:B:C	適:不適	
	5 配筋の確認(径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等)	適:不	A:B:C	適:不適	
16 居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1 床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	適:不	A:B:C	適:不適	
17 主要構造部及び主要構造部以外の 構造耐力上主要な部分に用いる材 料(接合材料を含む)	1 木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、接合金 物等の種類・品質・形状・寸法	適:不 適:不 適:不	A:B:C A:B:C A:B:C	適:不適 適:不適 適:不適	
	18 土台(令42)	1 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	適:不	A:B:C	適:不適
	19 柱(令43)	1 柱の小径、有効細長比	適:不	A:B:C	適:不適
2 すみ柱又はこれに準ずる柱		適:不	A:B:C	適:不適	
20 横架材(令44)	1 中央部下側の欠込み	適:不	A:B:C	適:不適	
21 筋かい(令45)	1 形状・寸法	適:不	A:B:C	適:不適	
	2 欠込み部の補強	適:不	A:B:C	適:不適	
22 構造耐力上必要な軸組等(令46)	1 耐力壁の配置(壁量計算書、軸組のバランスチェックシートとの照合)	適:不	A:B:C	適:不適	
	2 火打材	適:不	A:B:C	適:不適	
	3 小屋組の振れ止め	適:不	A:B:C	適:不適	
23 構造耐力上主要な部分である 継 手又は仕口(令47)	1 筋かいの端部における仕口(筋かいプレートによる接	適:不	A:B:C	適:不適	
	2 軸組の柱脚・柱頭の仕口(ホールダウン金物等による緊	適:不	A:B:C	適:不適	
	3 その他の継手又は仕口	適:不	A:B:C	適:不適	
24 防腐防蟻措置(令49)	1 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	適:不	A:B:C	適:不適	

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
25 その他		適：不	A：B：C	適：不適
※3		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示内容 ※4	

検査に必要な図書 ※5	確認関係図書	<input checked="" type="checkbox"/> 確認図書 <input checked="" type="checkbox"/> 告示第1347号による基礎構造図 <input checked="" type="checkbox"/> 告示1460号による継手・仕口の方法 <input type="checkbox"/> 告示1352号による 1/4パランス計算書
	使用材料の品質を示す書類	<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験結果 <input type="checkbox"/> コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物) <input type="checkbox"/> 鉄筋・鉄骨ミルシート <input type="checkbox"/> 使用材料品質証明書 <input checked="" type="checkbox"/> シックハウスに係る内装仕上げ材料等の写真
	工事監理報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎配筋検査記録 <input type="checkbox"/> 基礎配筋写真 <input type="checkbox"/> 建て方完了時の検査記録
	その他	<input type="checkbox"/> 施工要領書(工事監理者が承認したもの) <input type="checkbox"/> 工事写真

- ※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)
- ※2 太線枠内は記入しないで下さい。
- ※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。
- ※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。
- ※5 検査に必要な図書について、「」の書類は必ず用意し、「」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。

工事監理状況報告書(木造枠組壁工法)

完了検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社 住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適:不	A	適:不適
2 敷地の衛生及び安全 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適:不	A : B : C	適:不適
3 敷地と道路の関係 (法42 43)	1 道路の幅員	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	4 2項道路の後退	適:不	A : B : C	適:不適
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	適:不	A : B : C	適:不適
	2 基礎形状・建物形状	適:不	A : B : C	適:不適
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適:不	A : B : C	適:不適
5 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適:不	A : B : C	適:不適
6 設備 (令129の2の4~7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	適:不	A : B : C	適:不適
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	適:不	A : B : C	適:不適
7 外装仕上げ (法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
8 外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りガラス、シャッター、FD等	適:不	A : B : C	適:不適
9 特殊建築物等の内装 (法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
10 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	適:不	A : B : C	適:不適
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	適:不	A : B : C	適:不適
11 階段及び踊場(令23~26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	適:不	A : B : C	適:不適
12 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	適:不	A : B : C	適:不適
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	適:不	A : B : C	適:不適
	4 非常用進入口(令126の6、126の7)	適:不	A : B : C	適:不適
	5 敷地内通路(令128)	適:不	A : B : C	適:不適
13 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	適:不	A : B : C	適:不適
	2 防火区画(令112)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	適:不	A : B : C	適:不適
14 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロリホルスの使用禁止	適:不	A : B : C	適:不適
	2 内装下地材の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	3 接着剤の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	4 内装仕上げ材の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	5 塗料の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	6 建具・造り付家具の種類	適:不	A : B : C	適:不適
	7 換気区画・換気ルート	適:不	A : B : C	適:不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査	結果
			B:計測検査	
			C:監理者報告	
14 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	8 換気設備機器の性能(換気風量)	適：不	A：B：C	適：不適
	9 天井裏等の下地材	適：不	A：B：C	適：不適
15 基礎・地盤(令38、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適：不	A：B：C	適：不適
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適：不	A：B：C	適：不適
	3 基礎種別の確認(連続、べた、独立、杭)	適：不	A：B：C	適：不適
	4 各部材の形状、寸法の確認	適：不	A：B：C	適：不適
	5 配筋の確認(径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等	適：不	A：B：C	適：不適
16 居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1 床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	適：不	A：B：C	適：不適
17 主要構造部及び主要構造部以外の 構造耐力上主要な部分に用いる材 料(接合材料を含む)	1 木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、接合金 物等の種類・品質・形状・寸法	適：不	A：B：C	適：不適
			A：B：C	適：不適
			A：B：C	適：不適
18 土台(令42)	1 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	適：不	A：B：C	適：不適
19 床版(告示1540)	1 根太(床・端・側)の形状・寸法・間隔・転び止め	適：不	A：B：C	適：不適
	2 開口部補強	適：不	A：B：C	適：不適
	3 耐力壁直下の床根太補強	適：不	A：B：C	適：不適
	4 床材の厚さ	適：不	A：B：C	適：不適
	5 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
20 耐力壁等(告示1540)	1 耐力壁の配置(壁量計算書との照合)	適：不	A：B：C	適：不適
	2 上、下、たて枠寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	3 耐力壁線相互の距離、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積	適：不	A：B：C	適：不適
	4 外壁の耐力壁線相互の交さる部分	適：不	A：B：C	適：不適
	5 耐力壁のたて枠相互間隔	適：不	A：B：C	適：不適
	6 各耐力壁の隅角部及び交さ部	適：不	A：B：C	適：不適
	7 耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの緊結	適：不	A：B：C	適：不適
	8 頭つなぎ	適：不	A：B：C	適：不適
	9 耐力壁線に設ける開口部の幅等	適：不	A：B：C	適：不適
	10 開口部上部のまぐさ	適：不	A：B：C	適：不適
	11 筋かいの欠込み	適：不	A：B：C	適：不適
	12 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
21 根太等の横架材(告示1540)	1 横架材の欠込みが無いこと	適：不	A：B：C	適：不適
22 小屋組等(令46、告示1540)	1 たるき及び天井根太の 寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	2 たるき相互の間隔	適：不	A：B：C	適：不適
	3 たるきつなぎ	適：不	A：B：C	適：不適
	4 トラス	適：不	A：B：C	適：不適
	5 たるき又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結	適：不	A：B：C	適：不適
	6 振れ止め	適：不	A：B：C	適：不適
	7 屋根版	適：不	A：B：C	適：不適
	8 屋根下地の寸法・規格	適：不	A：B：C	適：不適
	9 各部材相互の緊結	適：不	A：B：C	適：不適
	10 開口部の幅等	適：不	A：B：C	適：不適
	11 開口部上部のまぐさ	適：不	A：B：C	適：不適
23 防腐防蟻措置(令49)	1 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	適：不	A：B：C	適：不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
24 その他 ※3		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示内容 ※4	

検査に必要な図書 ※5	確認関係図書	<input checked="" type="checkbox"/> 確認図書 <input checked="" type="checkbox"/> 告示第1347号による基礎構造図 <input type="checkbox"/> 床伏せ図、壁伏せ図、屋根伏せ図
	使用材料の品質を示す書類	<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度試験結果 <input type="checkbox"/> コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物) <input type="checkbox"/> 鉄筋・鉄骨シールド <input type="checkbox"/> 使用材料品質証明書 <input checked="" type="checkbox"/> シックハウスに係る内装仕上げ材料等の写真
	工事監理報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎配筋検査記録 <input type="checkbox"/> 基礎配筋写真 <input type="checkbox"/> 建て方完了時の検査記録
	その他	<input type="checkbox"/> 施工要領書(工事監理者が承認したもの) <input type="checkbox"/> 工事写真

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 検査に必要な図書について、「」の書類は必ず用意し、「」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。

工事監理状況報告書(鉄骨造)

完了検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社 住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適：不	A	適：不適
2 敷地の衛生及び安全 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適：不	A：B：C	適：不適
3 敷地と道路の関係 (法42 43)	1 道路の幅員	適：不	A：B：C	適：不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適：不	A：B：C	適：不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適：不	A：B：C	適：不適
	4 2項道路の後退	適：不	A：B：C	適：不適
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52～54)	1 敷地形状及び高低差	適：不	A：B：C	適：不適
	2 基礎形状・建物形状	適：不	A：B：C	適：不適
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適：不	A：B：C	適：不適
5 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適：不	A：B：C	適：不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適：不	A：B：C	適：不適
6 設備 (令129の2の4～7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	適：不	A：B：C	適：不適
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	適：不	A：B：C	適：不適
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	適：不	A：B：C	適：不適
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	適：不	A：B：C	適：不適
7 外装仕上げ (法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	適：不	A：B：C	適：不適
8 耐火、準耐火建築物(法2)	1 主要構造部の仕様	適：不	A：B：C	適：不適
9 外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りガラス、シャッター、FD等	適：不	A：B：C	適：不適
10 特殊建築物等の内装 (法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	適：不	A：B：C	適：不適
11 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	適：不	A：B：C	適：不適
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	適：不	A：B：C	適：不適
12 階段及び踊場(令23～26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	適：不	A：B：C	適：不適
13 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	適：不	A：B：C	適：不適
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	適：不	A：B：C	適：不適
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	適：不	A：B：C	適：不適
	4 非常用出入口(令126の6、126の7)	適：不	A：B：C	適：不適
	5 敷地内通路(令128)	適：不	A：B：C	適：不適
14 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	適：不	A：B：C	適：不適
	2 防火区画(令112)	適：不	A：B：C	適：不適
	3 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	適：不	A：B：C	適：不適
15 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロロピリスの使用禁止	適：不	A：B：C	適：不適
	2 内装下地材の種別	適：不	A：B：C	適：不適
	3 接着剤の種別	適：不	A：B：C	適：不適
	4 内装仕上げ材の種別	適：不	A：B：C	適：不適
	5 塗料の種別	適：不	A：B：C	適：不適
	6 建具・造り付家具の種類	適：不	A：B：C	適：不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2		
			A:目視検査	結果	
			B:計測検査 C:監理者報告		
16 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	7 換気区画・換気ルート	適：不	A：B：C	適：不適	
	8 換気設備機器の性能(換気風量)	適：不	A：B：C	適：不適	
	9 天井裏等の下地材	適：不	A：B：C	適：不適	
	10 気密層・通気止め	適：不	A：B：C	適：不適	
17 基礎・地盤(令38、79、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適：不	A：B：C	適：不適	
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適：不	A：B：C	適：不適	
	3 杭種・工法・打設結果の確認	適：不	A：B：C	適：不適	
	4 径、長さ、本数	適：不	A：B：C	適：不適	
	5 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	適：不	A：B：C	適：不適	
	6 杭頭処理	適：不	A：B：C	適：不適	
	7 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	適：不	A：B：C	適：不適	
	8 主筋・あばら筋等の本数、径及び間隔、かぶり厚	適：不	A：B：C	適：不適	
	9 主筋の定着	適：不	A：B：C	適：不適	
	10 継手の位置	適：不	A：B：C	適：不適	
	11 継手試験結果(引っ張り、超音波)	適：不	A：B：C	適：不適	
	12 梁貫通補強	適：不	A：B：C	適：不適	
	13 コンクリートの品質・規格	適：不	A：B：C	適：不適	
	14 型枠存置期間	適：不	A：B：C	適：不適	
	15 基礎出来形(各部材の形状、寸法の確認)	適：不	A：B：C	適：不適	
18 上部構造 (令66、67、68) (告示1456) (告示1464)	建築物全体 部材の配置	1 建築物の形状	適：不	A：B：C	適：不適
		2 建築物の建て入れ精度	適：不	A：B：C	適：不適
		3 柱・大梁・小梁の配置	適：不	A：B：C	適：不適
		4 垂直・水平ブレースの配置	適：不	A：B：C	適：不適
		5 デッキプレート、ALC板の方向性	適：不	A：B：C	適：不適
	部材の仕様	6 鋼材・ボルトの材質、形状、寸法	適：不	A：B：C	適：不適
		7 ボルトの縁端距離	適：不	A：B：C	適：不適
	柱脚の施工 状況	8 柱とベースプレートの溶接	適：不	A：B：C	適：不適
		9 ベースプレートの寸法	適：不	A：B：C	適：不適
		10 アンカーボルトの径、長さ、位置、二重ナット	適：不	A：B：C	適：不適
		11 ベースプレート下モルタル充填	適：不	A：B：C	適：不適
	柱・梁の仕口 部	12 脚部の配筋・根巻き・埋込み	適：不	A：B：C	適：不適
		13 突合せ溶接の位置、状況	適：不	A：B：C	適：不適
		14 ダイヤフラムとフランジの位置、状況	適：不	A：B：C	適：不適
	梁接合部	15 スカッフ、エンドタブ、裏当て金の確認	適：不	A：B：C	適：不適
		16 HTBの径、本数、添え板厚	適：不	A：B：C	適：不適
		17 ピンテールの破断(トルシア型)	適：不	A：B：C	適：不適
		18 マーキングのずれ(全てのHTB)	適：不	A：B：C	適：不適
	その他 (令79の3)	19 高力六角ボルトの締付け(JIS型)	適：不	A：B：C	適：不適
		20 摩擦面の処理	適：不	A：B：C	適：不適
		21 溶接部の検査結果	適：不	A：B：C	適：不適
		22 床の仕様、接合方法	適：不	A：B：C	適：不適
		23 ブレースの接合部、たわみ	適：不	A：B：C	適：不適
		24 梁等貫通個所の位置、補強	適：不	A：B：C	適：不適
	25 さび止め塗装	適：不	A：B：C	適：不適	
	26 コンクリートのかぶり厚さ(SRC)	適：不	A：B：C	適：不適	
19 柱の防火被覆(令70)	1 防火被覆の状況	適：不	A：B：C	適：不適	

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査	結果
			B:計測検査	
			C:監理者報告	
20 ※3 その他		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示 内容 ※4	

検査 に 必要 な 図 書 ※5	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図
	使用材料の品質を示す書類	■ コンクリート圧縮強度試験結果 ■ コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物)
	工事監理報告関係	■ 鉄筋・鉄骨ミルシート ■ 使用材料品質証明書 ■ シックハウスに係る内装仕上げ材料等の写真 ■ 基礎配筋検査記録・写真 □ 自主検査報告書
	検査結果報告書	□ 施工要領書 □ コンクリート工事施工結果報告書 ■ 杭工事施工結果報告書 ■ 溶接部検査結果報告書 ■ 鉄骨精度測定結果 ■ 露出型柱脚施工管理報告書
	その他	■ 認定・評定書の写し ■ 工事写真 □ その他

※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)

※2 太線枠内は記入しないで下さい。

※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。

工事監理状況報告書(鉄筋コンクリート造)

完了検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主 氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	会社 住所
		会社名
		報告者 氏名

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員記録 ※2	
			A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結果
1 確認表示板 (法89)	1 建築確認表示板の設置	適:不	A	適:不適
2 敷地の衛生及び安全性 (法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適:不	A : B : C	適:不適
3 敷地と道路の関係 (法40 42 43)	1 道路の幅員	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路に接する敷地の長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適:不	A : B : C	適:不適
	4 2項道路の後退	適:不	A : B : C	適:不適
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	適:不	A : B : C	適:不適
	2 基礎形状 (建物形状)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 建物配置 (道路、隣地からの離れ)	適:不	A : B : C	適:不適
5 道路斜線 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	適:不	A : B : C	適:不適
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適:不	A : B : C	適:不適
6 設備 (令129の2の4~7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	適:不	A : B : C	適:不適
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適:不適
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	適:不	A : B : C	適:不適
7 外装仕上げ (法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
8 耐火、準耐火建築物(法2)	1 主要構造部の仕様	適:不	A : B : C	適:不適
9 外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りガラス、シャッター、FD等	適:不	A : B : C	適:不適
10 特殊建築物等の内装 (法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	適:不	A : B : C	適:不適
11 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	適:不	A : B : C	適:不適
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	適:不	A : B : C	適:不適
12 階段及び踊場(令23~26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	適:不	A : B : C	適:不適
13 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	適:不	A : B : C	適:不適
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	適:不	A : B : C	適:不適
	4 非常用進入口(令126の6、126の7)	適:不	A : B : C	適:不適
	5 敷地内通路(令128)	適:不	A : B : C	適:不適
14 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	適:不	A : B : C	適:不適
	2 防火区画(令112)	適:不	A : B : C	適:不適
	3 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	適:不	A : B : C	適:不適
15 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロルピリホスの使用禁止	適:不	A : B : C	適:不適
	2 内装下地材の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	3 接着剤の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	4 内装仕上げ材の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	5 塗料の種別	適:不	A : B : C	適:不適
	6 建具・造り付家具の種類	適:不	A : B : C	適:不適

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2			
			A:目視検査	結果		
			B:計測検査			
			C:監理者報告			
16 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	7 換気区画・換気ルート	適：不	A：B：C	適：不適		
	8 換気設備機器の性能(換気風量)	適：不	A：B：C	適：不適		
	9 天井裏等の下地材	適：不	A：B：C	適：不適		
	10 気密層・通気止め	適：不	A：B：C	適：不適		
17 基礎・地盤(令38、79、告示1347) (令77、78、79) (令73、告示1463) (令73、告示1463) (令72、74、告示1102) (令76、告示110)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法(適：不	A：B：C	適：不適		
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容(適：不	A：B：C	適：不適		
	3 杭種・工法・打設結果の確認	適：不	A：B：C	適：不適		
	4 径、長さ、本数	適：不	A：B：C	適：不適		
	5 杭偏芯の有無・処理(基礎・梁の補強)	適：不	A：B：C	適：不適		
	6 杭頭処理	適：不	A：B：C	適：不適		
	7 主筋・あばら筋等の本数、径及び間隔、かぶり厚	適：不	A：B：C	適：不適		
	8 主筋の定着	適：不	A：B：C	適：不適		
	9 継手の位置	適：不	A：B：C	適：不適		
	10 梁貫通補強	適：不	A：B：C	適：不適		
	11 コンクリートの品質・規格	適：不	A：B：C	適：不適		
	12 型わく及び支柱の除去	適：不	A：B：C	適：不適		
	13 基礎出来形(各部材の形状、寸法の確認)	適：不	A：B：C	適：不適		
18 基礎・上部共通	1 配筋仕様の別 大臣官房 JASS その他 ()	適：不	A：B：C	適：不適		
	2 鉄筋の品質・規格(ミルシートの確認)	適：不	A：B：C	適：不適		
	3 継手の接合方法 ()	適：不	A：B：C	適：不適		
	4 継手試験方法・結果 抜取り 超音波探傷	適：不	A：B：C	適：不適		
19 上部構造	全体 (令73、79)	1 鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみの有無	適：不	A：C	適：不適	
		2 柱、梁、耐力壁、スラブの配置	適：不	A：C	適：不適	
		3 かぶり厚さの状況	適：不	A：B：C	適：不適	
		4 型枠中の清掃状況(木片、その他のゴミ)	適：不	A：C	適：不適	
	柱(令77)	5 主筋本数、径、配置方向(次階の主筋を含む)	適：不	A：B：C	適：不適	
		6 各階止まり柱頭主筋の止まり高さで定着状況	適：不	A：B：C	適：不適	
		7 柱仕口部分の帯筋の径、間隔	適：不	A：B：C	適：不適	
		8 第一帯筋の位置と柱頭拘束帯筋の有無	適：不	A：B：C	適：不適	
		梁(令78)	9 主筋、あばら筋、腹筋、幅止め筋の状況	適：不	A：B：C	適：不適
			10 主筋の定着方法、長さ	適：不	A：B：C	適：不適
	11 中吊り筋の位置		適：不	A：B：C	適：不適	
	12 継手の位置、長さ(重ね継手の場合)		適：不	A：B：C	適：不適	
	13 片持ち梁の主筋の位置と定着		適：不	A：B：C	適：不適	
	14 貫通孔の位置、補強方法		適：不	A：B：C	適：不適	
	15 ハチ部分のあばら筋補強		適：不	A：B：C	適：不適	
	スラブ	16 主筋方向、径、間隔、スラブ厚	適：不	A：B：C	適：不適	
		17 定着方法、長さ	適：不	A：B：C	適：不適	
		18 継手の位置、長さ	適：不	A：B：C	適：不適	
		19 片持ちスラブの定着と上端筋位置	適：不	A：B：C	適：不適	
		20 隅部、開口部、設備配管に対する補強	適：不	A：B：C	適：不適	
	壁	21 縦筋の定着方法、長さ	適：不	A：B：C	適：不適	
		22 壁交差部の縦筋補強	適：不	A：B：C	適：不適	
19 上部構造	全体	23 スリットの位置、施工状況	適：不	A：B：C	適：不適	
	その他	24 設備配管(CD管等)の配置	適：不	A：B：C	適：不適	

確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	検査員 記録 ※2	
			A:目視検査	結果
			B:計測検査	
			C:監理者報告	
20 ※3 その他		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適
		適：不	A：B：C	適：不適

指示 内容 ※4	

検査 に 必要 な 図 書 ※5	確認関係図書	■ 確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図
	使用材料の品質を示す書類	■ コンクリート圧縮強度試験結果 ■ コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物)
	工事監理報告関係	■ 鉄筋ミルシート ■ 使用材料品質証明書 ■ シックハウスに係る内装仕上げ材料等の写真
	検査結果報告書	■ 配筋検査記録・写真 □ 自主検査報告書
	その他	□ 施工要領書 □ コンクリート工事施工結果報告書

- ※1 確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。(該当しない項目は記入しないでください)
- ※2 太線枠内は記入しないで下さい。
- ※3 確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。
- ※4 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1)と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。
- ※5 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可とします。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。